

お客さま 各位

2021年1月25日
株式会社ファミリーネット・ジャパン
(代理事業者：積水ハウス株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う積水ハウスオーナーでんき電気料金の特別措置について
(措置内容の一部変更)**

拝啓 ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合は、支払い期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については従前より変更ございません。

敬具

記

<特別措置の変更内容>

2020年10月分、11月分、12月分、2021年1月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。
また、2021年2月分を1ヵ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020年3月分～9月分	5ヶ月間	
10月分	4ヶ月間	5ヶ月間
11月分	3ヶ月間	4ヶ月間
12月分	2ヶ月間	3ヶ月間
2021年1月分	1ヶ月間	2ヶ月間
2021年2月分	-	1ヶ月間

<特別措置の適用対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン
0120-769-677（携帯電話・PHS可）
9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）